

令和5年度川南町一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和5年度川南町一般会計決算における社会保障施策に要した経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)決算額 211,764 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 356,225 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉							
	小計						
社会保険	介護保険事業	257,338	20,109			135,764	101,465
	小計	257,338	20,109			135,764	101,465
保健衛生	母子保健事業	24,951	12,669			12,000	282
	結核蔓延防止事業	2,395				2,000	395
	子どもの各種疾病予防事業	30,124	180			29,000	944
	成人・高齢者の各種疾病予防事業	12,666				12,000	666
	健康増進事業	28,751	920		6,399	21,000	432
	小計	98,887	13,769		6,399	76,000	2,719
	合計	356,225	33,878		6,399	211,764	104,184